

統計法施行令の一部を改正する政令について（概要）

1 改正の背景

- (1) 従来の大規模統計調査は、各省が所管産業別に異なる年次と周期で実施しているため、一時点における我が国経済の実態を把握できる統計が存在しないことが問題として指摘されてきたところ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）等において、我が国全体の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスの整備を図ることとされた。
- (2) また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、法定の基幹統計である国勢統計や国民経済計算に準ずる重要な統計として「経済センサスー基礎調査」（以下「基礎調査」という。）と「経済センサスー活動調査」（以下「活動調査」という。）から作成される「経済構造統計」が位置付けられた。
- (3) これらを踏まえ、平成 21 年度には、総務省において基礎調査が行われたところである。
- (4) 活動調査については、内閣府に置かれる統計委員会において、これに係る調査審議が行われ、その調査方法等の内容が平成 22 年 12 月 17 日に答申されたことから、平成 23 年度に活動調査を実施するために必要な統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）の改正を行うものである。

2 改正内容

統計法施行令では、基幹統計調査に係る「都道府県知事が行う事務」、「市町村長が行う事務」等を別表で定めている。このうち、統計法施行令別表第一の一の項は、これまで活動調査の内容が不明であったことから、基礎調査に特化してこれを実施するために規定されたものである。昨今、活動調査の調査方法が明らかになってきたことから、統計法施行令別表第一の一の項の規定について、基礎調査及び活動調査の両方が実施できる規定に改正を行う。

具体的には、

- 1) 活動調査は、基礎調査と異なり、調査票を配布する者と収集する者が異なる場合もあることから、このような場合に対応できる規定の整備
 - 2) 活動調査は、総務省と経済産業省が共同で実施することから、これに対応できる規定の整備
- を措置する。

3 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日 施行